

令和6年6月 井手町

6月定例会会議録

井手町議会

令和6年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月12日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	8
谷田利一議員	8
1 同報系防災行政無線について	
2 山城多賀駅前商業施設「イデフル」について	
3 プロスポーツチームとの協定締結について	
谷田健治議員	15
1 熱中症対策について	
2 小・中学校のトイレに生理用品を常備することについて	
岡田久雄議員	24
1 がん対策支援事業の拡充について	
2 誰もが楽しめる玉川さくら公園の整備について	
脇本尚憲議員	29
1 クビアカツヤカミキリによる被害状況とその対策	
2 町職員へのカスタマーハラスメントの実態と対策	
田中保美議員	34
1 町の歴史や文化資源を活かしたまちづくりについて	
2 本町における今後のスポーツ活動について	
木村武壽議員	39
1 「遺構展示ベンチ」の更なる活用について	
2 井手町さくらまつりでのスタンプラリーの開催について	

鎌田隆宏議員	4 2
1 「市町村子ども計画」の策定について	
2 国道24号城陽井手木津川バイパスの今後について	
木村健太議員	4 6
1 木造住宅耐震改修助成制度の拡充について	
2 歯と口腔の健康づくりについて	
報告第 6 号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）	5 0
報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について（5 一般会計）	5 1
報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について（5 多賀地区簡易 水道事業特会）	5 3
報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について（5 公共下水道事 業特会）	5 4
報告第10号 繰越計算書について（5 水道事業会計）	5 4
議案第33号 井手町公平委員選任につき同意を求める件	5 5
議案第34号 井手町教育委員選任につき同意を求める件	5 6
議案第35号 井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件	5 6
議案第36号 井手町農業委員任命につき同意を求める件	5 7
議案第31号 令和6年度井手町一般会計補正予算（第1回）	5 9
発議第 2 号 企業・団体献金の禁止を含む政治資金規正法の改正 を求める意見書	6 6
散会	6 8
署名議員	6 9

第 2 号（6月21日）

応招・不応招議員	7 1
出席・欠席議員	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員	7 1
議事日程	7 3
開会	7 4
会議録署名議員の指名	7 4
議案第30号 井手町行政手続における特定の個人を識別するため	

	の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用に関する条例の一部を改正する条例制定の件	7 4
議案第 3 2 号	令和 6 年度井手町下水道事業会計補正予算（第 1 回）	7 7
議案第 3 7 号	工事請負契約について同意を求める件	7 9
	選挙管理委員及び同補充員の選挙	8 4
	令和 6 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について	8 5
	議員派遣の件	8 6
	閉会中の継続調査の申出について	8 6
	閉会	8 6
	署名議員	8 7

第 1 号（令和 6 年 6 月 1 2 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和6年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和6年6月12日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和6年6月12日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和6年6月12日午後 3時03分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	木村	健太	8番	谷田	利一
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	新田	純平
議会書記	小谷	光幸	議会書記	石井	美子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	関西	浩二
教	育	長	中田 邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱			花木 秀章
安心・安全推進課長			菱本 嘉昭
税 務 課 長			木田 ゆかり
高 齢 福 祉 課 長			坂井 幸一郎
建 設 課 長			辻井 祐介
上 下 水 道 課 長			仁木 崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務			林田 夕加
学校給食センター所長			梶田 篤志
学 校 教 育 課 参 事			北川 拓男

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱			木村 恵理
総 務 課 長			平間 克則
企 画 財 政 課 長			高江 裕之
保 健 医 療 課 長			中谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務			畑中 博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務			奥山 英高
同和・人権政策課長			西島 豊広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務			寺井 佳孝
企 画 財 政 課 参 事			吉岡 正博

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和6年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和6年6月12日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第6 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について（5 一般会計）
- 第7 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について
(5 多賀地区簡易水道事業特会)
- 第8 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について
(5 公共下水道事業特会)
- 第9 報告第10号 繰越計算書について（5 水道事業会計）
- 第10 議案第33号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第11 議案第34号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第12 議案第35号 井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件
- 第13 議案第36号 井手町農業委員任命につき同意を求める件
- 第14 議案第31号 令和6年度井手町一般会計補正予算（第1回）
- 第15 発議第2号 企業・団体献金の禁止を含む政治資金規正法の改正を求める意見書

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和6年6月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

さて、本日、西島町長より6月定例町議会が招集されました。各議案につ
きまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われます
ようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、木村健太
議員、8番、谷田利一議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席の番号の方をお願いします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月24日までの13日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月
24日までの13日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正1件、令和6年
度補正予算2件、人事同意案件4件、専決処分1件、繰越明許費計算書3件、
繰越計算書1件、合計12件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを
許します。

西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におか
れましては、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます
です。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して
いるところでありまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。なお、令和5年度は前年度に引き続き、全ての会計の実質収支額は黒字となる見込みであります。

まず一般会計であります。町税収入では、企業の増収、増益に伴う法人町民税の増収や設備投資などによる固定資産税等の増収により約9億9,800万円、前年度に比べ約1,600万円、率にして1.6%増となる見込みであります。

次に、普通交付税につきましては約16億1,200万円、前年度に比べ約5,900万円、率にして3.9%の増となる見込みであります。

また、特別交付税につきましては約4億2,700万円、前年度に比べ約1,800万円、率にして4.2%の減となる見込みであります。

そのほか、きょうと地域連携交付金をはじめ他の補助金等につきましても、従来どおり国や京都府より手厚いご支援を頂いた結果、歳入総額約79億5,000万円、歳出総額約73億9,000万円、繰越明許費を除いた実質収支額は約4億2,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための役場庁舎や山吹ふれあいセンターの移転をはじめ、新庁舎に併設する地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」やJR山城多賀駅前商業施設「イデフル」の早期開業に向けての全面的な支援、災害時などにスピーカーで緊急情報等を一斉に放送することができる災害時情報伝達手段整備、ウクライナ情勢や長引く円安基調の影響等により、原油価格や物価高騰の影響を受けた地域住民や事業者の負担軽減を図るため、水道の基本料金及びメーター使用料並びに下水道の基本料金の8か月分を免除、保育料の第3子目無償化を第2子目に拡大、井手小学校及び泉ヶ丘中学校の生活環境整備のためのトイレ改修など、教育、福祉、子育て支援をはじめ、商工業の振興や防災対策、暮らしの周辺整備などの充実に積極的に取り組むことができました。また、役場庁舎や山吹ふれあいセンター建設等の大型事業により今後増加する公債費の抑制を図るため、減債基金に7億400万円の積立てを行うなど、財政見通しを十分に精査した対応を行ってきたところであります。

次に、特別会計であります。前年度に引き続き全ての会計で実質収支額は黒字となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第30号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか11件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第30号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第31号は、令和6年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1億3,603万円の増で、補正後の一般会計予算は46億6,003万円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、ふるさと応援基金に83万1,000円、国の施策である定額減税において、減税しきれない方に対して給付を行う住民税定額減税調整給付金に5,558万5,000円、過年度分の修正申告が提出されたことによる還付が必要となり、既存予算が不足する見込みとなったことから、賦課徴収費に500万円、戸籍事務へのマイナンバー制度導入を図るため戸籍総合システム改修に173万8,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、物価高騰の影響が長期化する中、昨年度給付金を受給されていない方に対し、生活の支援を行う住民税非課税世帯等臨時特別給付金に1,549万6,000円、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金に1,047万円、低所得の子育て世帯生活支援給付金に547万円それぞれ計上いたしますとともに、保育園の体制を整備するための保育園運営費に394万円計上いたしております。

次に商工関係では、地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」の商品ラインナップの充実を図るための拠点となる協働加工施設を整備するに当たって、関係者等にご意見を伺うためのまちづくり協働加工施設検討会議に50万円計上いたしております。

次に土木関係では、町道29号線道路改良に2,600万円計上いたしております。

次に教育関係では、小・中学校の外壁改修工事検討調査設計業務に1,100万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府

支出金 1 億 3 9 9 万 3, 0 0 0 円、寄附金 8 3 万 1, 0 0 0 円、繰越金 1, 1 7 0 万 6, 0 0 0 円、町債 1, 9 5 0 万円計上いたしております。

議案第 3 2 号は、令和 6 年度下水道事業会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第 3 3 号は、公平委員の任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 3 4 号は、教育委員の任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 3 5 号は、固定資産評価員の辞職に伴う選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 3 6 号は、農業委員の任期満了に伴う委員の任命についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第 6 号は、地方自治法第 1 8 0 条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第 7 号から報告第 9 号までの 3 件は、いずれも令和 5 年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、報告するものであります。

報告第 1 0 号は、令和 5 年度より繰り越した事業につきまして、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

なお、町道 2 9 号第 2 工区道路改良その 1 0 工事につきましては、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上であることから、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶並びに提案説明いたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から 5 月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。

質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次、質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議員。

8番(谷田利一) 8番、谷田利一です。通告書に基づいて、3点質問させていただきますのでよろしくお願いします。

一つ目、同報系防災行政無線についてであります。

同報系防災行政無線の導入に当たっては、住民の皆さんの関心が高いことから、本年3月定例会の一般質問で「屋外拡声器」の設置場所や設置台数、「戸別受信機」の内容など、質問が相次ぎました。

その後、井手町役場を含む町内9か所に設置された「屋外拡声器」からは、これまでのサイレン音による8時、12時、17時の時報に代わり、メロディーチャイムが流れるようになりました。

また、今後は防災・減災に備えるために、今回導入した防災システム全体を活用し、各区や消防団などと連携した情報伝達訓練が大変重要になると考えます。

そこで、次のことをお伺いいたします。

①5月から本格運用が開始されたと聞きますが、現在どういった運用を行っているのか。

②運用開始後およそ1か月が経過しますが、音声がうるさい、聞こえにくいなど、各地域の住民の方から役場に様々な意見は届いていないのか。また、届いているなら、どのような対応をされているのかお伺いします。

③「公共施設戸別受信機」について、各区の区長との間で、伝達情報の送受信を行うなど、運用テストは終わっているのかお伺いします。

④防災訓練での使用など、今後どのように活用していくのかお伺いします。

大きく2点目、山城多賀駅前商業施設「イデフル」について。

この夏開業が予定されている山城多賀駅前商業施設の「イデフル」は、京都産業大学の学生がウェブアンケート、投票箱、インタビューによって意見を募集し、その結果をまとめて開発事業者へ提案した結果、決定されたも

ので、「イデフル」という愛称には、「I（愛）」＋「DE」＋「FULL」で、「愛でいっぱい施設に」という思いが込められているとお聞きします。

商業施設には、スーパーをはじめドラッグストア、100円ショップ、クリーニング店などが出店する予定とのことで、現在は町道2号線の拡幅工事なども完了し、店舗に看板が設置されるなど、準備は最終段階を迎えているように見受けられます。

そこで、次のことをお伺いします。

①工事現場の看板には、「今年夏に開業」とありますが、具体的にいつ開業となるのでしょうか。また、行政側との調整はできているのでしょうか。

②テナントは、設計時に比べ建て方が変更されているようですが、事前の計画から変更はあったのでしょうか。

③最終的なテナントの出店内容はどのようになっていますか。

大きく三つ目、プロスポーツチームとの協定締結についてです。

本町は、早くから「IDEゆうゆうスポーツクラブ」など、小・中学生の総合型地域スポーツクラブの活動にも積極的に取り組み、この4月に開催された町スポーツ協会の総合開会式でも、各種スポーツ活動で優れた成績を残された方々が表彰されておられました。今後、皆さん方にはますます活躍していただき、将来プロ選手が輩出できるように、町議会としてもぜひ応援していきたいと思えます。

ところで、京都府には、現在J1リーグに参戦しているプロサッカーチーム「京都サンガF.C.」があり、1994年以来、府内自治体のホームタウン広域化を進められています。

ホームタウンとは、Jクラブチームの活動拠点となり、その地域と一体となったクラブづくりを行いながら、サッカーの普及や地域振興を行う自治体のことで、2024年2月現在、京都府の人口の約98%に当たる市町が「京都サンガF.C.」のホームタウンとして、既に協定を締結されているとお聞きします。

また、プロバスケットボールの「京都ハンナリーズ」には、本町出身の選手が在籍し、主力選手として現在チームで活躍されています。

バスケットボールが盛んな本町から現役のプロ選手が輩出されたことは、町としても大変誇らしいことだと思いますし、今後はホームタウン活動など、町を挙げた応援が必要ではないかと思えます。

そこで、次のことをお伺いします。

①府内で「京都サンガF.C.」のホームタウンとして協定を締結されている自治体は現在幾つで、近隣自治体を含め、どこがあるのですか。

②ホームタウン協定を締結するには、申込みだけではできないと聞いていますが、今後本町でも協定締結に向けた取組を進める考えはないのでしょうか。

③ホームタウン協定を締結した際の利点などは、どのような内容なのでしょうか。

④近隣では、各種スポーツについて、後援会を立ち上げるなどして、町全体で応援されている自治体もあります。本町でも、地元出身の選手が活躍するプロバスケットボールチームやその選手に対してなど、町を挙げての応援体制を組む考えはないのかお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（奥田俊夫） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、2点目の山城多賀駅前商業施設「イデフル」についてお答えいたします。

本町の今後のまちづくりを進める上で重要な拠点となるこの商業施設につきましては、令和3年6月に株式会社さとうが優先協議者となって以降、土地所有者や地元関係者のご協力の下、事業計画が策定され、関係法令の許認可を受けた後、昨年5月に工事着手されてきたところであります。この間、土地造成工事及び建築工事とも大きな事故やトラブルもなく安全に進められ、いよいよ完成が近づいていると事業者からお聞きしておりますが、開業日につきましては、適切な時期に公表を考えているとのこととあります。

当該商業施設は、住民の皆さんの利便性の向上とともに、雇用の創出や移住・定住対策の推進に大きく寄与するものと考えており、誘致段階から今日に至るまで多大なご尽力、ご協力を賜りました京都府をはじめ、関係機関の皆様、地元関係者及び地域住民の皆様に対しまして、改めて感謝申し上げます。

本町といたしましては、この商業施設の開業を機に、今後より一層「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」を目指して、各種の施策

に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他のご質問につきましては、担当課長の方から答弁いたします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 1点目の同報系防災行政無線についてありますが、一つ目の現在こういった運用を行っているのかにつきましては、令和5年度の事業として、役場庁舎をはじめ町内の公園や防災広場など9か所にスピーカーを設置し、避難指示などの避難情報や緊急地震速報など防災情報をそのスピーカーから一斉に伝達することができる「同報系防災行政無線」を整備し、本年5月1日から運用を開始してきたところであります。

日常の運用として、スピーカーから午前8時、正午、午後5時の時報を知らせるメロディーチャイムを放送しておりまして、放送機能に不具合等がないか、また通電状況などを確認するために実施しております。

二つ目の運用開始後およそ1か月が経過し、地域住民の方からの意見は届いているか、届いているならどのような対応をしているのかにつきましては、一部の地域から時報のメロディーチャイムに関して、聞こえ方に大小があり、スピーカーの近くにお住まいの方からは音量が大きすぎる、また、遠くにお住まいの方からは聞こえづらいといったご意見を頂いております。これらの対応につきましては、地元区長と協議・相談しながら、音量の調整を実施しております。

また、有事の際の防災に係る避難情報や特別警報などの緊急情報につきましては、最大音量で放送することとしております。なお、6月3日早朝の能登地方の地震では、近畿地方も対象とした緊急地震速報が発表されたところであり、自動起動により当該情報を放送してきたところであります。

三つ目の「公共施設戸別受信機」の運用テストにつきましては、受信機配布前に各公民館において正常に受信することを確認しておりますが、現在、戸別受信機の使用方法的な再確認も含め、各区長との公民館及び自宅における受信確認について、順次実施しているところであります。

四つ目の今後どのように活用していくのかにつきましては、先日の上井手地区の玉津岡神社周辺で実施しました林野火災訓練において、情報伝達訓練の一つとして、役場庁舎に設置されるスピーカーより訓練実施に係る案内放送を実施してきたところでありまして、今後、本町の総合防災訓練や自主防

災組織が実施される防災訓練等でも積極的に活用してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目の二つ目のテナント配置計画につきましては、現在のところ、当初計画から変更はなく、南東部分に数店舗がL字状に配置されることとなっておりますが、進出テナントが決まり次第、建築を行うとのことであります。

三つ目の最終的な出店内容につきましては、スーパーマーケットの「フレッシュバザール」、ドラッグストアの「キリン堂」、100円均一ショップの「ダイソー」、クリーニング及びコインランドリーの「正栄クリーニング」、「山城多賀郵便局」、買取り専門店の「買取大吉」の出店が決定しており、その他数店舗のテナントについては、現在調整中とお聞きしております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 3点目のプロスポーツチームとの協定締結についてであります。一つ目の「京都サンガF.C.」のホームタウンとして協定の締結をされている自治体につきましては、令和6年5月現在、京都府内の15市及び大山崎町、久御山町、精華町、京丹波町の19市町であります。

二つ目のホームタウン協定の締結に向けた取組を進める考えにつきましては、「京都サンガF.C.」がスポーツの普及や青少年の健全育成などを目的にホームタウンの広域化を進めていることや、京都府においても町村に対し協定の締結を促進する広報活動を行っており、本町といたしましてもスポーツ活動の振興の充実を図るとともに、より多くの住民の方がスポーツに親しめるきっかけにつながるものと考えられることから、現在、協定の締結に向けた手続を進めているところであります。

三つ目のホームタウン協定を締結した際の利点につきましては、「京都サンガF.C.」のホームゲームにおいて、ホームタウンデーとしてサンガスタジアムなどで無料で市町村PRブースが出展でき、そこで観光や移住定住促進につながるパンフレット等を設置することができるなど、プロモーションの機会が増えるとともに、本町にプロサッカー選手やコーチに本町内で開催するスポーツ教室などに来ていただき、子どもたちが触れ合える機会ができた

り、小学生へのサッカー観戦の無料チケットの配布などもしていただけると伺っております。

このように、サッカーを通じた青少年の健全育成はもとより、全国的に本町のPR活動ができ、地域活性化につながるものと考えております。

四つ目の地元出身の選手に対して町を挙げての応援体制についての考えにつきましては、これまでからプロ野球やプロバスケットボールなど、地元出身選手がおられますので、子どもたちをはじめ地域住民の方々がプロ選手を身近に感じることで、スポーツにより一層興味や関心を持ち、大きな夢や目標につながるなど、大変有意義なことであると考えていることから、前向きに検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） まず、1点目の同報系行政無線についてですが、ただいまの答弁で十分に対応されているというようには受け取ったんですけども、先般の6月の地震のときの朝の放送で、住民からは家の中で全く聞こえない、どういう放送だったんだということをお聞きしました。そういうものを含めて、各区長と話がちゃんとできて、各区の音量の調整というのはできているんでしょうか。まだまだ調整ができていないように思いますので、各戸別に音量調整できるというようには聞いていますけども、それを早急にやっていただきたい。秋の防災訓練のときまでということもあると思うんですけども、防災訓練まで待っているのは、有事のときは困りますので、一日も早い対応をしていただきたい。

そしてもう一つ、全国瞬時警報システム「Jアラート」、先月には城陽市がこのシステムを利用して、そして6月20日には久御山町が防災行政無線のスピーカーから訓練放送を流すということをホームページにもうたっています。住民からすると、私たちもそうですけども、「Jアラート」の音は聞いたことがないです。どれぐらいの音がするのか。確かに緊急というものですけども、住民の方も当然分かりません。実際にそれをいつ鳴らして訓練をしようとしているのか。それを早急に対応していただきたいということを2点、お聞きしたいと思います。

それから、3点目のプロチーム、クラブチームなんですけども、先ほど答

弁に、プロ野球選手、それからプロバスケットボール選手、2人のプロの選手がいるということで答弁ありましたが、プロ野球の方は続かなかったようですけども、プロバスケットボールの方は現役の、主力選手として活躍してくれています。

サッカーもそうですし、バスケットボールもそうですけども、いろんな利点があると思うんですけども、協定すると、子どもたちにとっては、入場の際のエスコートが必ずあるというふうに聞いています。それも含めて、井手町のPRブースも大事なんですけども、できれば早急に締結していただきたいのと、それから、これは無理かもしれませんが、その選手のために横断幕を作って、井手町・町議会の名前を挙げて選手を応援し、井手町を盛り上げるというか、そういうのを利用するというと悪いんですけども、そういう方法に持っていけたら一番ありがたいと思うんですけども、どうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長(菱本嘉昭) ただいまの同報系防災行政無線の関係についてでございますが、まず一つ目の音量の関係につきましては、各区長と調整はさせていただいております。音の大小については、再度業者とも確認しまして、区長と相談しながら対応してまいりたいと考えております。なお、本防災行政無線につきましては、あくまでも緊急情報などを入手していただく一つのツールとして活用していただけるものと考えておりまして、そのほか携帯電話からの緊急速報でありましたり、テレビやラジオ等いろいろ活用をしていただきながら、情報も流れているかと思っておりますので、その入手していただく一つの手段として活用していけたらと考えております。

次に、「Jアラート」の関係でございますけれども、こちらにつきましては、国の訓練放送の関係がたしか8月にもあったかと思っておりますので、その辺りも連携しながら実施してまいりたいと考えておりますし、先ほど答弁いたしました6月3日の地震の緊急速報につきましては、あれが「Jアラート」と連動しまして、自動起動によって放送されたものということですので、正常には起動しているということを確認しております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 3点目のプロチームについてのご質問であります
すが、「京都サンガF.C.」とホームタウン協定を結びますと、先ほどおっ
しゃられたようにスタジアムのピッチ行進など様々な利点というものがござ
いますので、また本町といたしましても、子どもたちをはじめ、地域住民の
方々にそういったスポーツに興味や関心を持っていただくために、様々な方
法を検討しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 近隣の城陽市などは、市を挙げてプロのスポーツの選手
の後援会を立ち上げて、後援会の会長は別におられるんですけども、市とし
て全面的に協力して応援をされているところもありますので、この機会に、
町を挙げて、町長はじめ全員で後援会を立ち上げてほしいと思っております、
よろしく願いして要望を終わります。

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2番、谷田健治です。通告に従って大きく2点質問をさ
せていただきます。

まず1点目に、熱中症対策について質問します。

ここ数年、エルニーニョ現象などの影響により、異常気象が発生していま
す。中でも35度以上の「猛暑日」が増えるなど、家の中でじっとしていても
室温や湿度が高いために熱中症への注意が必要です。総務省消防庁の集計
によると、昨年5月から9月にかけて熱中症で救急搬送された人は全国で9
万人を超えており、京都府でも2,000人を超えました。毎年全国で1,
000人超が熱中症で亡くなっています。2021年からは、熱中症のリス
クが高まったときには、環境省から「熱中症警戒アラート」が発表されてき
ました。さらに、今年4月からは、環境省は「熱中症特別警戒アラート」の
運用をスタートさせました。これまでに例のない広域的で危険な暑さを想定
し、「熱中症警戒アラート」より上位に位置づけています。

自治体には、今まで以上に住民の命と健康を守るための対策が求められて

います。

以下、質問します。

①熱中症対策を担当する部署（課）はどこですか。

②2021年から2023年までの3年間で、井手分署管内で熱中症、あるいは熱中症が疑われる症状により救急搬送された例はありますか。年ごとに答弁願います。

③2021年「熱中症警戒アラート」が運用されて以降、熱中症から住民の命と健康を守るため、町はどのような取組をしてきましたか。

④今年4月から新たに運用がスタートした「熱中症特別警戒アラート」では、市町村長が地域においてクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定できる制度を設け、新たに創設された「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合には、当該クーリングシェルターを開放する義務づけがなされました。

そこで、クーリングシェルターとして指定している公共施設や、民間に協力依頼している施設はありますか。施設が開放される時間帯や定員はありますか。各施設への移動手段はどう考えていますか。住民に対し、クーリングシェルターについての事前周知はできていますか。

以上、クーリングシェルターについて問います。

次に、大きな2点目です。

小・中学校のトイレに生理用品を常備することについて質問します。

新型コロナの感染拡大により、女性が経済的理由で生理用品の購入ができない「生理の貧困」が社会問題となり、府内の自治体や学校などで生理用品を無償配布する動きが広がりました。京都府内の小・中学校において、コロナ禍後も生理用品が必要なときには、保健室で養護教諭から手渡しで受け取るという従来の方法に加え、学校のトイレに生理用品を常備するという自治体が13自治体になり、22年度（3学期）に比べて約3倍に広がっています。トイレに常備する自治体が増えた背景には、経済的貧困だけでなく、全ての子どもたちが安心して学校生活を送るための環境整備の一環や、女性の尊厳と健康的な生活を保障するというジェンダーの視点の広がりがあります。

小・中学校のトイレに生理用品を常備することを求め、以下、質問します。

①小・中学校において、生理用品が必要な児童・生徒に対しては、どのように対応していますか。

②児童・生徒が安心して学校生活を送ることを保障するために、また、ジェンダーの視点からもトイレに生理用品を常備できませんか。できないなら、その理由は何か問います。

以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

1点目の熱中症対策についてであります。一つ目の熱中症対策を担当する部署はどこかにつきましては、産業環境課であります。

二つ目の2021年から2023年までの3年間の井手分署管内での救急搬送された例につきましては、井手分署に確認いたしましたところ、過去3年間での熱中症の症状で搬送された方は、令和3年では8件、令和4年では13件、令和5年では15件とのことであります。

四つ目のクーリングシェルターにつきましては、まず、平成30年度に京都府等の呼びかけにより、猛暑時に涼しい場所や涼しさを感じることができる施設として、本町においては図書館を「クールスポット」と位置づけ、熱中症対策の一つとしてきた経過があります。

今回、クーリングシェルターについては、ご指摘のとおり、本年4月から「熱中症特別警戒アラート」の運用と併せて指定できることとなっているものであります。本町としては、現在、先進事例の情報収集をしているところであり、現在のところ指定している公共施設、あるいは民間に協力依頼している施設はありませんが、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合には、町ホームページはもとより、同報系防災行政無線の活用も検討しながら周知していくこととしておりますので、地域住民の方々には、涼を取るために開館している公共施設を積極的にご利用いただければと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 三つ目の2021年「熱中症警戒アラート」が運用されて以降の町の取組につきましては、「広報いで」に熱中症予防や「熱中症警戒アラート」に関する記事を掲載するとともに、ホームページにおいても情報を発信してきたところであります。特に昨年度の夏は猛暑にな

るとの予報であったことから、「熱中症警戒アラート」が発表されるたびに町ホームページに掲載し、周知を図ってきたところであります。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 2点目の小・中学校のトイレに生理用品を常備することについてであります。一つ目の生理用品が必要な児童・生徒に対しての対応につきましては、生理用品は保健室に常備しており、児童・生徒からの申出により、養護教諭等が手渡しで対応しております。

二つ目の小・中学校のトイレに生理用品の常備ができないかにつきましては、各学校では日頃から児童・生徒とのコミュニケーションを図り、相談しやすい環境や関係を構築することが、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができる重要な要素であると考えております。また、各校長からは、児童・生徒からの申出により生理用品を手渡すこともコミュニケーションの機会であると捉え、子どもの状況を把握することができ、安心した学校生活の保障につながるものであると報告を受けておりますので、小・中学校のトイレへの生理用品の常備は現在のところ考えておりません。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問です。

まず、1点目の熱中症対策のところ、先ほどの答弁の中で、クーリングシェルターはまだ「熱中症特別警戒アラート」が出される以前からクールスポット、図書館に置いているというのをおっしゃいました。今回、4月から運用されております「熱中症特別警戒アラート」が発表されたとき、その際にはホームページなどでお知らせしますというふうにおっしゃっているんですけども、この「熱中症特別警戒アラート」というのは認識が違うのではないかと私は思います。

4月から「熱中症特別警戒アラート」が実施されているわけですけども、2月27日に環境省の方から熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針と実際に指定暑熱避難施設を設置すること、クーリングシェルターを設置するのは事前にしておきなさいということを行っているわけです。先ほどの答弁では、「熱中症特別警戒アラート」が出されたら、その時点で町民の皆さんにお

知らせするというふうに私は受け取ったんですけども、そうではないですよ。事前に指定しなければならないんです。そして、手引をきちんと出しています。市町村が出すべき、行すべき手引を出しているんです。ですから、町としてこの「熱中症特別警戒アラート」に対応するというのが、私は少し弱いように思います。幾つかの例でそう感じました。

一つは、先ほどホームページや「広報いで」でそういうことを町民に知らせているというふうにおっしゃったんですが、広報をずっと調べてみたんです。そうしますと、2021年にいわゆる「熱中症警戒アラート」、特別ではないものが出されたときに、確かに7月の広報で、地域包括のひまわり通信で、熱中症の対処や温度調節が必要ですよということなんです。このときは既に「熱中症警戒アラート」が出されている段階なんですけど、それを町は住民に広報では知らせていません。

それから、令和4年、見落としていないと思うんですけども、全ての「広報いで」を調べました。ホームページで調べられますから。そうすると、このときは、井手町の「広報いで」では熱中症に関わる記事は一切出てきません。多分コロナで忙しかったのかなというのは思うんですけども、そういう記事は出てこないです。

そして、次に出てくるのが令和5年です。昨年、このときになって初めて、「広報いで」では、7月に「熱中症警戒アラート」をご存知ですか？という記事が出されています。

そして今年度です。令和6年5月は「暑さ対策の準備を始めましょう！」、エアコンの試運転をしましょう、そういう情報を出しています。そして今度の広報6月号は、ここで初めて「熱中症特別警戒アラート」という言葉が出てきます。そして、どう書いているかというと、「熱中症警戒アラート」と並列して、「熱中症特別警戒アラート」というのはもっと大変ですよというコメントがあって、「いつも以上に、十分な熱中症対策をお願いします。」ということ求めているわけです。

先ほども言いましたが、この「熱中症特別警戒アラート」は自治体に対してやるべきことを求めているのです。そして、環境省のホームページを見ますと、熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報の違いを出しています。一番違うところは、全ての人が自助による個人の予防行動の実践に加え、今まで町のメッセージは予防してください、自助です、個人で予防してください、ク

ーラーをつけてください、そういうメッセージなんです。ところが、この「熱中症特別警戒アラート」は、共助や公助による予防行動の支援を求めているんです。そして、自治体は何をしなければならないかということ求めています。

私の質問の中に載せました、どこの公共施設を指定するのか、民間も含めてです。そうする場合、町長がそれをできるとなっているんです。そして、開放する時間帯や定員などを事前に知らせておかないといけないのです。既に時期に入っているんですよ、今。だけど、先ほどの答弁では、「熱中症特別警戒アラート」が出た時点でホームページなどでお知らせします。これは、この「熱中症特別警戒アラート」の受け止めが非常に弱いし、そういうことを求めているのではないということをもっと指摘したいと思いますが、その点についてどうかお聞きしたいと思います。

今日、洛タイ新報の1面は、宇治市がクーリングシェルターを指定したというのがトップ記事であります。今、この問題は、「熱中症特別警戒アラート」というのは従来とは違いますよということなんです。京都新聞が5月に、これは災害として見ないと駄目だという指摘を社説で掲げています。ですから、それに対応するような動きをしていただきたい。部署をどこなのかということをお聞きしたんですが、いわゆる情報を提供しているのは多分保健センターです、井手町を見たら。だけど、安心・安全推進課など、そういうところも対応しなければならないのではないかとこのように考えますが、それはどうでしょうか。

まとめて言いますと、クーリングシェルターは本当はもっとしないといけないのと違いますかということと、それと部署のどこが対応するのか、その2点について質問いたします。

それからもう1点、トイレの問題です。トイレに生理用品を置く問題ですが、保健室に常備するということ。そして、そこで手渡しする中でコミュニケーションが取れるという、それは私も否定しません。けどこの問題は、生理用品を受け取りすることでコミュニケーションを取るというのは、それはそれであるだろうけども、それが主ではないです。今、府内や全国に広がっているのは、ジェンダーの視点です。女性の方が安心して学校生活を送れる。生理というのは、いつ起こるか分からない。とりわけ思春期の子ども、小・中学校の子どもについては、それは不安なんです。ストレスなんです。

ですから、それをきちっと解消するという意味で今進んでいます。貧困問題で始まりましたが、そういう問題です。

私はこの間、小学校のいろんな行事や中学校の行事に参加させていただきました。子どもたちも非常に落ち着いていて、先生との距離も近いということとはすごく実感したし、本当に安心しました。先生方、頑張っておられると思います。そこで、コミュニケーションの手段ではなくて、本当に子どもたちが安心・安全に過ごせる、ストレスなく過ごせるという観点から見たら、子どもたちにとって、いざというとき、困ったときにトイレにあるということとはすごく大事です。忘れたときどうしているか聞いたんです。そうしたら、友達に借りる。仲のよい友達にいつも持ってきている人がいるからなど、そういうふうに子どもたちなりに対処しているんです。

そこで質問なんですが、子どもたちがどのように思っているのか。教師はコミュニケーションが取れると思っているけども、本当に困っているのは子どもたちなんです。子どもたちが、生理用品がトイレにあるかないかという、その辺のことをぜひ聞いていただけないかということを検討していただきたいと思います。

今年は子どもの権利条約30周年です。子どもたちの意見表明権を大事にしようということで、多分泉ヶ丘中学校でもされていると思います、校則も含めて。だから、子どもの立場に立った観点からこの問題をぜひ取り上げていただきたいし、いろんな管理の面では、いたずらされるなどそういうのはそれは指導によって、乗り越えられると思うんです。井手町の子どもたちはできると思います。子どもたちを信頼して、ぜひトイレに置いてほしいと思います。

質問としては、子どもたちの意見を聞くような場を持つのが必要ではありませんかということです。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本副町長。

副町長(脇本和弘) ただいまのご質問でございますが、まず、部署の関係でございまして、部署につきましては、広報等、今までは保健センターでもちろん載せていた、そういうのを主としてやっていたんですけれども、今回、「熱中症特別警戒アラート」が出る場合、情報としては、各所属でそれぞれ

行ってしまいますと収集がつかみませんので、この辺の情報というのは、先ほどもおっしゃっていただきましたように、環境省からの情報がメインでございます。ですから、私どもとしては、産業環境課でまず受けて、検討しますけれども、それを防災行政無線の方に流すとすれば、安心・安全推進課の方にも情報提供して、もしくは住民の方の体調管理、体調の関係であれば保健センターにも情報を流すということで、一次的に受けるのは産業環境課としていきますけれども、その情報はそれぞれの部署に下ろしていくというイメージで今は考えております。そのように協議をして、答弁に挑ませてもらっているということでございます。

それとあと、クーリングシェルターの関係でございますが、先ほどおっしゃいましたように、確かに宇治市で今現在、定められたということでございますので、課長も答弁申し上げましたように、そういう先進事例を見ながら私どもも準備をしていくということを考えております。確かに最近暑い日が続いておりますけれども、その辺のことも踏まえながら、クーリングシェルターについての指定というのは、今後は早急に検討していくべきものということは考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中田教育長。

教育長（中田邦和） トイレに生理用品を置くという件ですけれども、常日頃から教育委員会といたしましては、小・中学校の学校長とも十分状況を聞きながら、連携しているところでありまして、学校においても、子どもたちの意見はしっかり聞いているものと思っていますので、学校の方からのそういう意見が出ておるのであれば、慎重に協議しながら進めていきたいと思っていますところであります。

以上です。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） クーリングシェルターの件ですけれども、「広報いで」できちっと出していただきたいと思うんですが、それはどうでしょうかというのが1点目です。

それから、先ほど「熱中症特別警戒アラート」が出てからというのは、それはもうなしということで、私はタイミングがおかしいなど、そうではないということで確認をしたいんですが、それが2点目です。

先ほど言いましたように、国の方からはそういう指針が出ている。そして京都府は、この6月の府民だより、これは各戸に新聞折り込みで配られているのが多いと思いますが、災害特集を組んでいます。その1点目は土砂災害や大雨・洪水です。同時に、熱中症についても特集を組んでいるんです。どういうコメントを発表しているかといいますと、「始まっています！ 熱中症特別警戒アラート」と出しています。そして後ろの方に、このアラートというのは「自宅にエアコンがない人などが避難する場所として、市町村が公共施設や商業施設を指定する「指定暑熱避難施設」（クーリングシェルター）の取り組みを進めています。」と書いています。今の段階でいうと、取組が私は遅いと思います。そこの認識をぜひ改めていただいて取り組んでいただきたいと思います。

2点、質問させていただきました。それについては答弁お願いします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 関西参与。

参与（関西浩二） クーリングシェルターの件でございますけれども、幾つか質問がありまして、まず「広報いで」につきましては、これはこれまでの実績も今、ご案内があったとおりでございますけれども、府民だよりでもそういうことで広報されているということも承知しておりまして、これはやはり根本的に熱中症というのは、我々の認識としても地震災害や風水害と同じように、いわゆる災害級の対応が必要だということは認識しておりますし、庁内での議論も進めております。そういう意味で、まず、答弁が前後するかもしれませんが、熱中症対策の認識として、「熱中症特別警戒アラート」というのは住民への情報であって、クーリングスポットというのは事前に準備しておくものだということも、我々、環境省等からの情報で承知しておりまして、そういう意味で、先ほど課長からも答弁いたしましたように、先進事例であったりそういうことを調査しております。それぞれの市町によって地形条件であったり町の様子が違いますので、施設の数もそうですけれども、我が町ではどういう対応ができるのかというのは庁内で既に議論を始めてい

るところでございまして、そういった意味で、熱中症対策というのは我々、先ほど申しましたような認識の下に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 9番、岡田久雄です。事前に通告しております、大きく2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、がん対策支援事業の拡充について質問をさせていただきます。

令和4年9月定例会の一般質問において、「コロナ禍のがん検診、受診率向上の取組強化について」の質問をいたしました。

質問では、私が脱毛や乳房切除など、がん治療による外見の変化に悩む人を支援するため、医療用ウィッグ（かつら）や胸部補整具などの購入費を助成する自治体が増えてきている現状を伝え、本町での助成の考えについてお聞きしたところ、「今後も他の市町村における制度化の動向等について情報収集に努めてまいりたい」とのご答弁でございました。

そういった状況の中、このたび京都府の令和6年度予算の「がん対策総合推進事業費」において、若年がん患者に対する支援制度として、「若年がん患者在宅医療支援事業」と「がん患者アピアランスケア支援事業」が新設されたとお聞きします。

そこで、今回新設された支援制度の概要と、本町における購入費助成制度の導入に係る今後の対応等について、再度本町の考えをお聞きいたします。

次に、誰もが楽しめる玉川さくら公園の整備について質問いたします。

玉川さくら公園は、平成26年3月に完成した公園で、カラフルでかわいい滑り台やロープ渡り、ロッククライムなど、子ども用の複合遊具と、背伸ばしベンチや足つぼウォークなど、大人用の健康遊具の両方が設置されており、すぐ近くに山や川のある自然あふれる公園であることから、町内外の多くの方々に利用されており、ファミリー層に大変人気のある公園となっております。

また近年、障がいの有無や年齢に関係なく、誰もが遊ぶことのできる遊具（インクルーシブ遊具）を設置する自治体が増えてきています。

なお、この流れには多様性を認める考え方の浸透や老朽化に伴う遊具の更

新時期とも重なり、自治体が積極的にインクルーシブ遊具を導入していることが背景にあるようです。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①玉川さくら公園の年間利用者数は。

②公園の整備からおよそ10年が経過しますが、遊具等の維持管理はどのように行われているのか。

③インクルーシブ遊具を設置すれば、SDGsの理念にある「誰一人取り残さない」まちづくりを進めることができ、誰もが一緒に楽しめるさらに充実した公園になるとと思いますが、本町の考えをお聞きします。

④昨年度実施した「こども議会」では、参加された児童・生徒から、子どもがもっと遊べる広い公園を望む意見が出ましたが、そういった公園の新設について、本町の考えをお聞きします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（奥田俊夫） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のがん対策支援事業の拡充についてであります。京都府が新設した支援制度の概要につきましては、まず「若年がん患者在宅療養支援事業」は、医師が回復の見込みがないと判断された18歳から39歳までのがん患者の方が福祉サービスなどを利用された費用に対する補助制度であり、助成内容は費用の10分の9で、助成額は訪問介護等のサービス利用については一月の上限額が7万2,000円、福祉用具の購入は9万円で、市町村の助成額の2分の1を補助するというものであります。

次に、「がん患者アピアランス支援事業」は、40歳未満のがん治療を受けられた方、または受けておられる方が、抗がん剤の副作用や乳房切除手術によりウィッグや乳房補正具を購入された費用に対する補助制度であり、助成額は補助対象の上限額が1万円で、市町村の助成額の2分の1を補助するというものであり、当該事業も、若年のがん患者の方を対象とした支援事業となっております。

本町における購入費助成制度導入に係る今後の対応につきましては、ウィッグや乳房補正具の購入支援は、がん患者の方の心理的負担の軽減を図る上

でも有意義であること等から、京都府の補助制度が創設されたことを踏まえ、本町では他市町村の状況を確認しながら、若年がん患者の方に限らず、年齢を限定しない制度とすることも含めて実施に向けて検討してまいりたいと考えております。また、「若年がん患者在宅療養支援事業」は、40歳未満の方は介護保険制度が適用されないため、在宅療養に必要な訪問介護等のサービスの費用が患者及びその家族への大きな負担となることが想定されるため、併せて実施に向け検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 2点目の誰もが楽しめる玉川さくら公園の整備についてであります。一つ目の年間利用者数につきましては、日頃から子ども連れの家族を中心に、複合遊具をご利用いただいているとともに、ゴールデンウィークや夏休み期間などは、玉川での水遊びを目的に町内外から多くの来場者でにぎわっていると承知していますが、自由に出入りができる施設であることから、利用者数は把握していない状況であります。

二つ目の遊具等の維持管理につきましては、年2回、春と秋に公園の除草作業を行うとともに、年1回、公園遊具の専門業者に委託し、「経年による劣化の有無」や「安全基準に合致しているか」などの遊具点検を行っております。

なお、現在のところ、交換や補修が必要であるという判定はありませんが、今後の点検結果により必要に応じ、部品交換や補修など、適切に対応してまいりたいと考えております。

三つ目のインクルーシブ遊具の設置につきましては、議員ご指摘のとおり、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが同じ場所で楽しむことができる公園として、近年、設置する自治体が増えていると承知しております。

玉川さくら公園につきましては、限られたスペースの中で既設の複合遊具の安全基準上、遊具と遊具の離隔が定まっていることから、直ちに新たな遊具を追加設置することは難しいと考えておりますが、今後、町内にある他の公園も含め、関係者の声も伺いながら、インクルーシブな公園づくりについても検討してまいりたいと考えております。

四つ目の子どもが遊べる広い公園の新設につきましては、まずは「玉川さくら公園」や「谷川ホタル公園」をはじめ、各地域の児童公園等において、

子どもたちが安全で安心して遊べるよう、適切に維持・管理をしてまいりたいと考えております。

本町といたしましては、今後もまちづくりを進める上で、地域住民や各種団体の意見を反映することはもちろん、全ての方が利用することができるインクルーシブな視点も取り入れた公園整備や管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

9番（岡田久雄） 2点ほどお聞きいたしますとともに、要望もさせていただきたいと思います。

まず、がん対策支援事業の拡充についてでございますけど、前向きな答弁を頂きましてありがとうございます。1点確認させていただきたいのですが、まだこれから制度設計されていくと思うんですけれども、具体的には、分かる範囲でいいので、いつ頃から実施しようというふうに考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、要望といたしまして、申請される方の個人情報の徹底をしっかりといただきたいというのと、言われていましたように近隣市町での取組をしっかりと研究していただいて、それ以上にいいものになるように、また使い勝手がいいものになるようお願いしたいと思いますと同時に、周知につきましても、「広報いで」などでも周知されると思いますけども、町内にある医院でも、井手町ではこういうふうに取り組みますというようなことが分かるように、そちらの方でもしっかりと周知をしていただきたいということを要望させていただきます。

また、玉川さくら公園についてでございますけれども、2点ほど聞きたいのですが、最近、どこでもそうですけれども、玉川さくら公園の付近でも、よく猿が出没してきています。今、被害に遭われたことの話は聞いてませんが、公園を利用される方が、今後どういうことがあるかもわかりませんが、猿に対する安全確保はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

もう1点は、玉川さくら公園、土日にとにかくたくさんの方が町内外から来られると思います。駐車するスペースも少なく、路上駐車されて、駐車違反の取締りを受けられた方もおられるかもわかりませんが、土日、グラウ

ンドゴルフは多分やっておられないと思うので、グラウンドゴルフの駐車場も利用できるようにされているのか、その1点をお聞きいたします。

要望といたしまして、各区にある公園、近年あまり利用されているような雰囲気ではないんですけれども、また、防火水槽などが設置されて、防災広場のようになっているところがあって、子どもの遊ぶ場所がだんだん減ってきている気もしますので、住民の皆さんや親御さん、お子さん連れ、また障がいのある、ないにかかわらず、誰もが楽しめる総合的な公園をこども議会でも子どもたちが言っていたので、今後考えていただくように要望させていただきます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 実施時期についてでございますけれども、今現在、京都府内の市町村で五つの市町村が実施しているんですけども、まだ始まったばかりで、実績などが分かっていない状況でございます。そちらの方を確認しながら、いつ頃から井手町において実施できるのかというのをこれから検討させていただきたいということで、まだ実施時期は定まっておりません。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 猿の関係なんですけれども、確かに議員がおっしゃられるように、最近町なかにも大分出てきているということで、今後になりますけれども、対策としましては、猿出没注意や猿に刺激を与えないくださいなどという啓発の看板を設置していきたいと考えています。また、実際に猿が出たときは、産業環境課とも連携しながら追い払いの対応などもしてまいりたいと思います。

それから、グラウンドゴルフ場の駐車場なんですけれども、確かにコロナ禍のときなどで、本当にひどいときは開けたりしていたんですけども、現在は開けていない状況で、今後状況を見ながら、特に夏休み期間中などはかなり来場者数が想定されるので、管理していただいているグラウンドゴルフの同好会等も調整しながら対応してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。11時30分まで。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 28 分

議長（奥田俊夫） 少し早いですが、皆さんおそろいようですので、休憩前に引き続き再開します。

脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 7 番、脇本尚憲です。通告に基づき、私の方から大きく 2 点質問させていただきます。

1、クビアカツヤカミキリによる被害状況とその対策。

近年、輸出入といった物流システムの世界規模での発達に伴い、今まで日本国内に生息していなかった様々な外来生物が、海外からのコンテナや貨物に付着・混入して、非意図的に侵入する機会が増えています。

その中の一つに、クビアカツヤカミキリという昆虫がいます。

クビアカツヤカミキリは体長 2 センチメートルから 4 センチメートルほどの比較的大型のカミキリムシの一種で、全身が光沢のある黒色をしており、胸部が赤いことが特徴です。

この昆虫の本来の分布地域は、中国や朝鮮半島、ロシアなどとされておりましたが、海外からの輸入木材や梱包用木材、輸送用パレットなどに幼虫が入り込み、国内でふ化したのではないかと考えられています。

このクビアカツヤカミキリは、1 匹の雌が 1, 000 個以上の卵を産むほど繁殖力が強く、また外来生物で天敵が少ないことから、近畿地方では 2015 年に大阪府で被害が確認されて以降、生息範囲が広がっており、現在は奈良県、和歌山県、兵庫県でも確認されています。

専門家の研究では、かなりの距離を移動することから、年間 2 キロメートルから 3 キロメートルのペースで生息域が広まっているとも言われています。

今後、全国的にクビアカツヤカミキリの被害が拡大すれば、桃や梅、桜などが次々と枯れてしまい、近い将来、本町においても玉川の桜が被害を受けるのではないかと懸念されます。

そこで質問します。

①国や京都府などから、クビアカツヤカミキリによる全国での被害状況について、情報提供はされているのか。

②本町において、クビアカツヤカミキリによる桜の被害状況は把握されているのか。

③クビアカツヤカミキリの被害拡大防止のために補助金を交付している自治体もあるが、事前の対策や補助金の交付について、本町の考えは。

大きく2番、町職員へのカスタマーハラスメントの実態と対策。

カスタマーハラスメントとは、顧客が企業に対して、理不尽なクレーム・言動をすることをいい、事実無根・法的根拠のない要求や暴力的・屈辱的な方法による要求などがカスタマーハラスメント（カスハラ）に当たります。

具体的には、長時間・複数回に及ぶクレーム、暴力行為・暴言を吐く、土下座を要求する、ネットへの書き込みなどが挙げられます。

最近では、企業だけではなく、地方公務員に対するカスハラも全国的に問題となっています。

「自治労」が2020年10月に開始した自治体職場で行った調査では、迷惑行為や悪質なクレームの有無は、「日常的に受けている・時々受けている」が約半数、「自分ではないが職場で受けている人がいる」が3割という結果もあり、大多数の職員がカスハラを体験、見聞きしているということになり、見過ごせない調査結果となっています。

なお、そのカスハラ対応やクレーム対応から、職員が休職や離職に追い込まれるケースもあり、本町としても、町職員や職場の環境を守る観点から、対策が必要だと考えます。

そこで質問します。

①町職員へのカスハラに該当するような事例は、把握されているのか。

②カスハラに該当する事例の対応について、町職員のための相談窓口やマニュアルなどはあるのか。

③カスハラに対する職員研修などの実施状況は。

④今後、町職員をカスハラから守るための予防や対策の考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目のクビアカツヤカミキリによる被害状況とその対策についてであります。議員ご指摘のとおり、主にバラ科の樹木に発生し、枯死させる外来

生物であり、平成30年1月に「特定外来生物」に指定され、飼養、保管、運搬、輸入、野外への放出等が原則禁止されております。

一つ目の国や府からの情報提供につきましては、国からは、従前より外来生物対策の被害状況及び注意喚起に関して通知があり、最近では、令和5年7月に市町村には侵入に関する情報収集に努め、当該情報が得られた場合は速やかに都道府県と情報共有を行うことなど、情報提供や注意喚起の通知が送致されてきたところであります。

また、京都府からは、「特定外来生物」の市町村別侵入状況の把握のためのアンケート調査の実施や市町村外来生物担当者会議などを通じて、生態や被害情報などの提供・共有がなされてきたところであります。

二つ目の本町における被害状況につきましては、現在のところ、京都府内での被害情報はございませんが、被害の把握につきましては、町内の各地域で除草や清掃活動等をしていただいている団体から異常があれば報告いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

三つ目の事前の対策や補助金の交付につきましては、国や京都府、周辺市町とも連携を密にしながら、引き続き被害状況や補助金も含めた対策事例等の情報収集に努めるとともに、町内の関係団体にも協力をお願いしながら適切に対応してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 2点目の町職員へのカスタマーハラスメントの実態と対策についてであります。一つ目の町職員へのカスハラに該当するような事例は把握しているかにつきましては、近年、本町においてカスタマーハラスメントに該当する迷惑行為についてはないものと把握しております。

二つ目のカスハラに該当する事例の対応について、町職員のための相談窓口やマニュアルなどはあるのかにつきましては、本町ではハラスメントを防止し、公正で働きやすい職場づくりを促進するとともに、職員がその能力を十分に発揮できる良好な職場環境を確保するため、令和4年12月に「井手町職員のハラスメントの防止等に関する規程」を制定しております。内容として、カスタマーハラスメントを含む全てのハラスメントを対象に、任命権者や職員の責務をはじめ、意識の啓発や知識の向上を図る必要な措置などを規定しており、相談や苦情の窓口は総務課内に設置することとしております。

三つ目のカスハラに対する職員研修などの実施状況につきましては、公益財団法人京都府市町村振興協会において、おおむね5年目の若手職員を対象とした「適切なクレーム対応・接遇」研修が実施され、毎年度、対象となる職員を参加させております。当該研修では、クレーム対応の基礎知識をはじめ、対応の心構えや技法、困難なクレームへの対処法、さらに対応能力を高めるための講義や演習により、クレームに対しての具体的な対応や接遇について学ぶことができ、職員のスキルアップはもとより、住民サービスの向上にもつながっていると考えております。

四つ目の今後、町職員をカスハラから守るための予防や対策の考えにつきましては、今後も引き続き当該研修に積極的に参加し、職員一人一人のカスタマーハラスメントに対する認識や知識の向上をはじめ、職場での対応等のスキルアップを図るとともに、他の自治体での具体的な対策なども確認しながら検討してまいりたいと考えております。また、万が一、カスタマーハラスメントに関する問題が生じた場合には、組織としての対応はもとより、関係機関とも連携しながら必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、町職員に対するカスハラに該当するものは今のところないということで、少し安心したところですが。この世の中、そういったニュースが本当に毎日のように流れておりますので、町でそういったことがないということは少し安心しました。

ただ、その中で、カスハラに当たるような過激なものはないとしても、やはり日々の業務の中で苦情などが発生するというのは想定されるものだと思います。そういった苦情、相談内容などにつきましては、苦情相談受付簿などで文書などを作成しまして、その所属内や管理職の中で情報を共有するような取組や仕組みというものはあるのかどうか、ご答弁ください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） カスハラに該当はしなくても、苦情などそういったものに対してどういった取組をしているかということでございますけども、

例えば電話一つにいたしましても、迷惑的な電話などもあったりもしますし、そういった場合には、いつ、何時にどんな内容がかかってきたかというような用紙も作成しておりますし、そういったものを記入いただいて、こういったことがあったということも共有していただきながら、どういった対応をしていくか検討をしていくということで、そういう対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 再質問ではなく、要望としてお伝えしたいと思います。

まず、先ほどの外来種のカミキリの件ですが、本町でも開催されていますくらまつりにつきましては、町内外からたくさんの方が参加されており、この時期の玉川周辺エリアについては、テレビや、ニュースで取り上げられるような町の活性化に欠かせないイベントとなっております。

今回質問させていただいたこの外来種のカミキリにつきましては、本町の桜の木がもし被害を受けたとなると、被害拡大の防止の観点から、被害を受けた樹木の周辺の木も伐採しなければならないということになりかねないということが予想されます。先手先手で被害が出ないように見守りを強化するなど、補助金を出してでも住民の方を巻き込んだ対策が必要だと思っておりますので、要望しておきます。

続いて、カスタマーハラスメントにつきましては、もともと日本人特有のお客様第一主義、お客様は神様ですといった価値観が誤った形で現在に残り、昨今のSNSの発達から簡単にその対応内容や対応した職員の個人情報の特定、拡散されるおそれから、受付窓口の職員にとっては何とか穏便に済ませたいという心理が働き、今回でしたら住民の方が優位になるという構図が生まれてくるのだと思っております。正当な苦情や意見については、真摯に対応することは今後も継続していかなければならないし、していただきたいと思っておりますが、正当な要望かそうでないか、過剰な要望かそうでないかの線引きをマニュアルなどを通して明確に知識を持って対応に当たることが必要だと思っております。

また、他の職員や上司と苦情内容の情報共有を図り、その対応についても

助言することで、複数の職員が対応に当たるということが窓口対応の職員の負担軽減にもつながると思いますので、ぜひ今後もより一層の取組をしていただくことをお願いして質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 5番、田中保美です。それでは、私の方から、通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず、1点目であります、町の歴史や文化資源を活かしたまちづくりについてであります。

令和6年3月に発行された「町勢要覧」の「受け継いでいきたい、歴史文化」のページには、橘諸兄や小野小町、後醍醐天皇、中神琴溪といった井手町にゆかりのある歴史上の人物が紹介されています。

それ以外に、現在大河ドラマで話題となっている紫式部が記した「源氏物語」の中にも、井手の山吹を詠んだ和歌があるなど、本町は歴史の面影を色濃く残す地となっております。

また、昭和28年の南山城水害で転がり落ちたとされる「駒岩の左馬」は、芸事上達の神として、テレビや新聞で度々取り上げられておりますが、もともとは川の治水や水争いを防ぐため、平安時代後期となる1137年頃に、水神として造立されたと言われております。

これから本町がさらに魅力あるまちづくりを進めるためには、これらの歴史や文化資源と観光PRの両方を効果的に行いながら、広く情報発信を行う取組が大変重要になってくると考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、井手町にゆかりのある歴史上の人物や「駒岩の左馬」を活用した観光PRには、どのようなものがあるのか。

②本町において、歴史や文化資源を活かしたまちづくりを今後どのように進めていかれるのか。

そして、2点目であります、本町における今後のスポーツ活動についてであります。

令和4年9月の一般質問で、当時コロナ禍にあった「社会教育事業の生涯学習・文化・スポーツ活動」の現状について質問したところ、「スポーツ活動

については、中止することがほとんどだったが、町スポーツ推進委員による動画配信など、コロナ禍における健康保持・増進のため、家庭や身近なところのできる運動の啓発を実施することができた。今後の進め方については、コロナ禍で停滞した事業への参加意欲を高めるため、住民のニーズを把握し、誰もが参加したくなるような事業を展開してまいりたい。」といった答弁がありました。

その後、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の対応が5類に変更となり、しばらくぶりに開催された行事やイベントもあったと思いますが、改めてコロナ禍終息後の本町におけるスポーツ活動の進め方について質問します。

①現在町スポーツ協会やIDEゆうゆうスポーツクラブ等が実施しているスポーツ活動の内容をお答えください。

②現在京都府が主催するスポーツ大会等への参加状況はどのようになっているのか。

③コロナ禍が終息した今、スポーツに親しむことができるより一層の環境づくりや施設整備など、本町のスポーツ活動を今後どのように進めていかれるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町の歴史や文化資源を生かしたまちづくりについてであります。一つ目の本町にゆかりのある歴史上の人物や「駒岩の左馬」を活用した観光PRにつきましても、現在、「町勢要覧」をはじめ、本町のホームページやパンフレット等による紹介のほか、山背古道推進協議会、井手町橘諸兄文学賞実行委員会、京都産業大学井手応援隊、井手町ふるさとガイドボランティアの会などの各種団体の協力を得ながらPRに取り組んでいるところであります。

まず、本町と城陽市、木津川市が事務局の山背古道推進協議会と連携した取組については、山背古道の歴史や観光地を紹介するガイドブック、マップ、アプリ、動画を作成し、その中で橘諸兄や小野小町などにゆかりのある名所や寺社、イベントなどを紹介しております。昨年度からは、謎解きを楽しみ

ながら町内各地をめぐり、歴史などを知ることができる「山背古道謎解きウォーク」を新しく実施しているところであります。

また、本町が事務局の井手町橘諸兄文学賞実行委員会と連携した取組については、毎年度さくらまつりの開催に合わせて、井手町橘諸兄文学賞として短歌・俳句・川柳の作品募集を行っておりまして、この取組を通じて、橘諸兄をはじめとする本町にゆかりのある人物や文学作品に関心を持っていただくことを目的として取り組んでおります。

また、本町と連携協力包括協定を締結している京都産業大学の井手応援隊と連携した取組については、平成29年度に井手応援隊が本町の補助金を活用し、大学生ならではの目線で色鮮やかなイラストを用いて町内のパワースポットとして椿坂や中神琴溪の墓などの伝説や歴史などを紹介し、読む人の関心を引く内容として新たに作成されたPRパンフレット「きっと願いがかなうまち」をまちづくりセンター椿坂等にて設置しております。

さらに、実際に各地を訪れていただくために、井手町ふるさとガイドボランティアの会と連携しており、来訪される方々の要望に応じて町内の名所の案内やガイドツアーを企画していただいていることから、本町からはボランティアの活動に必要な物品等の支援を行っております。

二つ目の本町における歴史や文化資源を生かしたまちづくりを今後どのように進めていくのかにつきましては、現在行っている様々な取組を継続・充実させるとともに、新たに町内で点在している歴史・文化資源をストーリー立てして周遊していただけるようなPRを行うことが重要であると考えております。

一例を申し上げますと、今年のNHK大河ドラマ「どうする？家康」に関連して京都府観光連盟等が今年の7月から11月まで「スマホでめぐる家康浪漫デジタルスタンプラリー」が実施され、本町内では、伊賀越えの家康が通った古街道「田原道」のある「東部公園」がスポットとして指定されたところ、期間中に108人の方が当該公園に来訪されたと伺っております。

このように、史跡や文化財、歴史上の人物にゆかりのある場所などをストーリー立てすることで人々の関心を引くことができることから、町内における名所旧跡をはじめ、飲食店や商店、体験施設なども含んだモデルコースを示しながら、各所に足を運んでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、令和6年度当初予算において、町内の各施設や名所、旧跡等を周遊していただけるよう観光イベントの実施に係る予算として300万円を計上しておりまして、現在当該イベントの開催検討を進めているところであります。

今後も引き続き、本町でのPR活動はもとより、各種団体と連携しながら、周遊観光の取組や情報発信を充実させることにより、町内外を問わず多くの方々に来訪いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 2点目の本町における今後のスポーツ活動についてであります。一つ目の現在の町スポーツ協会やIDEゆうゆうスポーツクラブ等のスポーツ活動の内容につきましては、コロナ禍前とほぼ同じ内容で計画をされております。

具体的には、令和6年度につきましては、これまでに町スポーツ協会では、町長旗争奪ソフトボール大会をはじめ、町民バスケットボール大会などが開催されておりまして、今後も町民バドミントン大会や町民グラウンドゴルフ大会などを予定されております。

また、IDEゆうゆうスポーツクラブでは、これまでに陸上教室、バスケットボール教室などが開催されておりまして、今後も水泳教室やバドミントン教室などを予定されております。

二つ目の現在京都府が主催するスポーツ大会等への参加状況につきましては、全ての種目ではありませんが、6月12日のグラウンドゴルフをはじめ、順次開催予定の京都府民総合体育大会へ参加されるものと考えております。

三つ目のスポーツに親しむ環境づくりや施設整備などスポーツ活動をどのように進めていくかにつきましては、スポーツ関係団体と緊密に連携し、地域におけるスポーツ活動のさらなる振興を図るとともに、スポーツの環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、施設整備につきましては、令和5年度に新四郎山グラウンドの防球ネットの修繕や水はけの改善等を図るための土入れ、グラウンド周辺の竹の伐採などの整備を行ってきたところであります。

さらに、ナイター設備の充実を図るため、泉ヶ丘中学校の照明の改修を行ってきたところであります。

今後もより充実したスポーツ振興が図ることができるよう、関係団体のご意見等も伺いながら、スポーツの環境づくりをはじめ施設整備などに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 再質問させていただきます。

1点目の町の歴史や文化資源を活かしたまちづくりについては、今年度、観光イベントの実施を予定しているということですが、現在どのような内容を検討されているのかお聞かせください。

そして、2点目の本町における今後のスポーツ活動についてですが、様々なスポーツ活動が取り組まれている中で、最近、ボッチャ等のニュースポーツがありますが、今後取り組まれる予定等がありますか。

以上、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 今年度開催を予定しております観光イベントがありますが、秋頃の実施を予定して検討を進めておりまして、まだ具体的な内容というのは固まっておりますが、町内外の方々にスタンプラリーなどの形で町内の名所や旧跡等を巡り、楽しんでいただけるような内容を企画できるよう、これまで本町を含む京都府山城地域での観光イベントやツアーの開催実績が豊富で、周遊観光のノウハウがありますお茶の京都DMOに技術面での助言や支援を受けながら、今後、町内の関係団体と調整してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） ボッチャ等のニュースポーツについてでございますが、令和6年度につきましては、IDEゆうゆうスポーツクラブにおいて、6月29日に京都府立井手やまぶき支援学校で小・中学生を対象にボッチャを予定しているところでございます。こちらは町民ボッチャ大会と合同事業として、京都府民総合体育大会の予選会も兼ねて実施する予定となっております。

また、昨年度には、泉ヶ丘中学校と京都府井手やまぶき支援学校が、交流学習の一環として年2回ボッチャを行ってきたところであります。また、引き続き今年度についても実施予定と伺っているところがございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。13時30分再開。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時28分

議長（奥田俊夫） それでは、休憩前に引き続き再開します。

木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。通告に基づきまして、一般質問いたします。

質問事項につきましては、1点目は、「遺構展示ベンチ」の更なる活用について。次に、井手町さくらまつりでのスタンプラリーの開催についてであります。

質問要旨としまして、「遺構展示ベンチ」の更なる活用についてであります。

昨年夏に新庁舎が開庁して以降、隣接する「テオテラスいで」や新山吹ふれあいセンターなどと連携を図り、庁舎敷地中央の「ドマ」と呼ばれる空間を有効利用しながら、マラソン大会や防災訓練など、町を代表する様々なイベントが開催されてまいりました。

「ドマ」の傍らには、井手寺五重塔の基壇跡を覗ける「遺構展示ベンチ」が設置されており、庁舎の壁に遺構の説明がありますが、ベンチとしての利用方法や広場全体の床面が基壇跡の形に沿って舗装が工夫されていることなどが、うまく利用者に伝わっていないような気がいたします。

思い起こせば、町の新庁舎建設に伴って基壇跡が出土し、その利活用のための様々な議論を経て保存と展示を決定したからには、多くの方々に利用されてこそ、本当の価値が出てくるのではないかと思います。

そこでお尋ねをいたします。

①ガラス面の汚れの清掃や展示スペース内部の草引きなど、「遺構展示ベンチ」の維持管理はどこの課の所管となっており、こういった頻度で、どのように行っているのかお尋ねいたします。

②維持管理に当たり、遺構の保存環境など、何か注意が必要な点はあるのか。

③「遺構展示ベンチ」の活用方法や基壇跡をイメージした舗装について、改めて周知を図る予定はあるのかお尋ねいたします。

次に、大きな2番目でございます。井手町さくらまつりでのスタンプラリーの開催について。

この春、第33回目となる「井手町さくらまつり」が、3月23日から4月3日の日程で開催されました。

今年のさくらまつり期間中は、あいにく天気に恵まれず、桜の開花も遅れたことから、本町を訪れた観光客は、残念ながら少なかつたように見受けられました。

しかし、玉川堤周辺では、イベントを盛り上げるために模擬店や休憩所が設置されるなど、各種団体から大きなお力添えを頂けたのではないかと思います。

なお、本年からは、期間中の土曜日・日曜日限定で、買物券などが当たるスタンプラリーが開催されたとお聞きします。

そこでお尋ねいたします。

①開催されたスタンプラリーの概要とその目的は。

②スタンプラリーに参加された方の人数は。

③今回実施した際の反省や課題は。

④次回も続ける予定はあるのかお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 木村武壽議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「遺構展示ベンチ」の更なる活用についてであります。一つ目の維持管理につきましては、社会教育課が所管しておりまして、展示スペースのガラス面の汚れや雑草の状況を確認しながら適宜清掃を実施しております。なお、直近では、5月上旬にガラス面の汚れの清掃を行い、内部については、ベンチ上部の鉄板部分がメンテナンススペースとして開閉でき、そこから下に下りて除草作業を行っております。

二つ目の遺構の保存環境など何か注意が必要な点はあるのかにつきましては、京都府教育委員会文化財保護課からは、温湿度管理や雑草に注意するよう助言があったことから、内部の側面には断熱材を使用しており、また、24時間自然給気と換気扇による排気をするとともに、必要に応じて適宜除草作業を行っているところであります。

三つ目の「遺構展示ベンチ」の活用や基壇等の周知を図る予定につきましては、現在、各階の窓口に新庁舎のパンフレットを設置するとともに、町ホームページにおいて周知を図っているところであり、また、来客者に庁舎を案内するときには、「遺構展示ベンチ」と「ドマ」にある井手寺の五重塔の基壇跡をイメージした舗装について周知しているところであります。

今後も引き続き、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、町内外から来訪される行事などの機会を活用して、基壇をはじめ、基壇をイメージした舗装が分かりやすく伝わるよう検討しながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目の井手町さくらまつりでのスタンプラリーの開催についてであります。一つ目のスタンプラリーの概要とその目的につきましては、まず、概要といたしましては、スタンプラリー事業は、「さくらまつり実行委員会」が主催者となり、本年3月23日、24日、30日、31日の土曜日、日曜日の4日間において、町内6か所に設置したスタンプを三つ以上集めると抽せん会に参加でき、「お買物券」や「いでたんグッズ」を抽せん景品として実施されたものであります。

次に、目的につきましては、地域住民はもとより、町外から来訪される方々に本町の名所など周遊を促し、自然や歴史などを感じていただくとともに、町内の店舗での購買促進を図ることなど、まちの活性化のための事業として取り組んでいただき、大変効果があったものと考えております。

二つ目の参加された人数につきましては、実行委員会に伺いますと281人とのことであります。

三つ目の、反省点や課題につきましては、今年はさくらまつり開催期間の終了後に桜の見頃を迎えたことから、当該期間中には参加者が想定よりも少なかったと聞いており、桜の開花状況や天候によって来場者数が大きく変動

することから、「さくらまつり」の期間設定の工夫が必要であると考えております。

四つ目の次回以降の開催につきましては、実行委員会において、今回の反省点や課題を踏まえ、「さくらまつり」開催に向けて検討されると伺っておりますので、本町といたしましては、交流人口増加をはじめ、地域活性化のための大きなイベントとして定着している「井手町さくらまつり」事業がさらに充実するよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 再質問ではございませんが、今言われたことを一日でも早くできるようにお願いしまして、要望いたします。ありがとうございます。

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 3番、鎌田隆宏です。事前の通告に基づきまして、大きく2点質問をさせていただきます。

一つ目ですけれども、「市町村こども計画」の策定についてです。

児童虐待やいじめなど、子どもたちを取り巻く社会問題に対し抜本的な対策が求められる現在、こども政策において強力なリーダーシップを発揮するため、新たな司令塔として、令和5年4月「こども家庭庁」が創設され、「こども基本法」が施行されました。

「こども家庭庁」には、常に子どもの視点に立った「こどもまんなか社会」の実現が求められており、「こども基本法」に基づく「こども大綱」と「子ども未来戦略」の閣議決定によって、政府全体のこども政策を総合的に推進する役割が求められています。

また、子どもに関する施策は、市町村においても推進していく必要があります。「こども基本法」の第10条では、「市町村こども計画」の策定が努力義務となっておりますが、「こども家庭庁」が示す「自治体こども計画策定のためのガイドライン（案）」には、子どもや子育て家庭に関連する既存の各種計画と関連・整合を図られていることが望ましいとの記載もあります。

府内でも子育て支援施策が充実している本町においては、現在第3期となる「井手町子ども・子育て支援事業計画」の策定が進められているようですが、今後町内の子どもや保護者などの声に耳を傾けて、現状やニーズの把握に努め、それらの意見を幅広く反映させた、実効性のある計画を策定し、よりよい子育て環境の整備につなげていくことが大変重要だと考えます。

そこで、次のことについてお聞きします。

①本町における「市町村こども計画」の策定について、既存の計画との整合性など、今後の方向性は。

②子どもや保護者などの意見を直接聞く機会を持ち、そこで出た意見を生かすことができれば、「井手町子ども・子育て支援事業計画」は大変充実したものになり、本町の今後の子育て環境の整備にもつながっていくと思われませんが、幅広く住民の声を聞くための方法について、何か検討をされておられますでしょうか。

大きく2番目です。国道24号城陽井手木津川バイパスの今後についてです。

地域振興交流拠点施設として「テオテラスいで」がオープンし、9か月が経過しました。

将来「道の駅」としての認定を受け、町内外のより多くの方々に利用していただくため、また、災害時の道路ネットワークの強化を図るためにも、一日も早く国道24号城陽井手木津川バイパスの開通が望まれます。

先月、バイパス道路整備に係る才田川の橋脚の説明会があり、玉川から才田川までの一部区間の説明がありました。

その中で、区間内には2か所の立体交差があり、役場庁舎から多賀方面は上り坂になることから、バイパス道路周辺の騒音が懸念され、現在の計画では、現時点で建てられている住宅への騒音を考え、「防音壁」の設置が予定されているそうです。

そこで、次のことについてお聞きします。

①今後バイパス道路が開通し、道路周辺が整備され、住宅地が増加してきた場合、騒音等に対してどのような対応が考えられているのか。

②これから整備が予定されている道路ネットワーク等を生かし、本町において今後新たに「木津川運動公園」や「不動川公園」のような広域的な防災機能を有する防災拠点を整備する考えはあるのか。

よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 答弁願います。

関西参与。

参与(関西浩二) 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

2点目の国道24号城陽井手木津川バイパスの今後についてであります。二つ目の防災拠点を整備する考えにつきましては、国道24号城陽井手木津川バイパスは、JR奈良線の複線化とともに社会基盤の核となる事業であり、本町の防災機能の強化や広域アクセス機能を生かした商工業をはじめとする産業活動の促進、また、周辺市町と連携した観光振興にも大きく寄与するものと考えており、今後の井手町のまちづくりを進める上で極めて重要な南北軸であります。

このバイパスと府道東井手線との交差点に、また、浸水や土砂災害などのリスクのない恵まれた位置に役場新庁舎を整備し、新たな防災拠点となったところであります。

ご質問の「木津川運動公園」のような広域的な防災拠点は、広域行政を担う京都府において整備されるものと考えており、本町での救援物資などを受け取る場所については、役場庁舎と給食センターを、また、ヘリコプターの離発着場所については、小・中学校及び新四郎山グラウンドや有王の住民グラウンドの5か所を指定してありまして、新たな施設を整備するのではなく、まずはこうした既存施設を十分に活用してまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、今後、新名神高速道路や本バイパス道路及び周辺の主要道路の整備が進み、木津川右岸地域の道路ネットワークが充実・強化されることとなりますので、本町といたしましては、これらの道路ネットワークを活用し、京都府をはじめ、近隣自治体などとも防災、産業振興、観光面での広域的な連携をより一層図ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 1点目の「市町村こども計画」の策定についてであります。一つ目の本町における「市町村こども計画」の策定につきましては、「こども基本法」第10条には、都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めること、また、市町村は「こども大綱」

とともに、「都道府県こども計画」が定められているときは当該計画も勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努める旨、規定されております。

また、国が示す「計画策定ガイドライン」では、地域の実情に応じて子どもに関する個別の計画を相互に関連する計画として位置づけ、内容の整合を図ることで、それらの計画を「こども計画」と位置づけることも可能とされております。

このことから、本町では、まずは今年度策定を予定している「第3期子ども・子育て支援事業計画」について、「こども基本法」の理念や「こども大綱」に定める「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえて、計画づくりを進めることとし、「市町村こども計画」の策定につきましては、今後の京都府における「都道府県こども計画」の策定の有無や対応の考え方などを注視し、検討してまいりたいと考えております。

二つ目の「井手町子ども・子育て支援事業計画」の策定における住民の声を聞くための方法につきましては、従来から当該計画における保護者の方等からの意見聴取については、計画策定に当たって意見をお聞きする「井手町子ども未来づくり会議」の委員として、地域の子育てサークルの代表者の方に参画いただいたり、「就学・未就学児童の保護者の方を対象としたアンケート」の実施により対応しているところでありますが、今年度に準備を進めている第3期計画の策定に当たっては、これらの取組に加え、新たに「小学生等の児童を対象としたアンケート」等の実施を検討しているところであります。そこで得られた意見等も反映できればと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 2点目の一つ目の騒音等に対する対応につきましては、事業者である京都国道事務所主催の説明会において、沿道の住宅地に対し、国の環境基準に合致するために必要な箇所については「防音壁」の設置を検討するとのことでしたが、地域住民の方々から不安や心配の声があったことから、本町といたしましては、事業者に対して、引き続き丁寧な説明と、きめ細やかな対応をお願いしてまいりたいと考えております。

また、町内では、計画されている国道24号バイパス沿道で既存の住宅地がある場所以外は、現在、市街化調整区域となっていることから、直ちに住宅等が立ち並ぶことはないものと考えておりますが、騒音等の環境対策も含

めて、道路整備の進捗状況も見ながらバイパス沿道の将来のまちづくりについて慎重に検討していく必要があると考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 今回の一般質問で、複数の議員の方から、公園やスポーツ施設の設置などについての質問があったと思います。こども議会の際に要望があったんですけども、子どもの方から、公園があった方がいい、もうちょっと遊べる施設が欲しいなどと言われるということは、今あるもの以外のものを欲しがっているのかもしれませんが、また、防災関係においても、ヘリポートなどは設置されているというふうに聞きましたが、土の盤面であったら巻き上げがあるなど、いろいろあると思いますので、また、子どもたちにとっても、遊べる場所としても、スポーツを楽しめる場所として、人工芝のグラウンドや大きな何かそういう災害の避難所になるような施設をバイパス沿いに考えるというのも一つの方法かもしれませんので、ご検討いただければと思います。

要望にします。

議長（奥田俊夫） 次に、木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 1番、木村健太です。通告に基づき、私の方から2点質問させていただきます。

まず、大きく1点目、木造住宅耐震改修助成制度の拡充について。

今年元日に発生した「令和6年能登半島地震」では、多数の貴い命が奪われました。

警察庁のまとめによると、死者の死因のうち、全体の4割が「圧死」、2割強が「窒息・呼吸不全」となっており、多くの方々が倒壊した建物の下敷きになったと見られています。

また、日本の木造住宅の耐震基準には、昭和56年5月31日を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」が、さらに平成12年6月以降現在の「新・新耐震基準（2000年基準）」の3世代の耐震基準があり、最大震度7を観測した能登半島地震では、倒壊した住宅のほとんどが「旧耐震基準」で着工さ

れた木造住宅の建築物でしたが、安全と考えられていた「新耐震基準」による家屋でも多数の倒壊が見られたとお聞きします。

なお、令和6年3月の「耐震診断・耐震改修の取組」に対する一般質問では、本町において、昭和56年以前に建築された木造住宅は、課税ベースで1,580棟程度あるが、申請状況や補助件数については、年間数件程度で推移しているとの答弁がありました。

本町では、これまでから防災・減災につながるよう、耐震診断・耐震改修費用の一部補助の取組を積極的に行われておられますが、住民の皆さんにとって、関心はあっても、なかなか耐震診断や改修までは結びつかないのが現状ではないかと思えます。

今回の能登半島地震で多くの木造住宅が倒壊している状況を受け、令和6年度以降、府内において耐震化をより強く進めるために、木造住宅耐震改修助成制度の拡充が図られたとお聞きします。

そこで質問します。

①今回拡充が図られた制度の概要についてお答えください。

②申請者の費用負担軽減のため、木造住宅耐震改修費助成事業の「代理受領制度」導入について、本町の考えをお聞かせください。

大きく二つ目、歯と口腔の健康づくりについて。

平成元年に当時の厚生省と日本歯科医師会が提唱して、「生涯に渡り自分の歯を20本以上保つことにより、健やかで楽しい生活を過ごそう」という「8020運動」が開始されました。

20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われていますが、虫歯や歯周病で歯を失ってしまうと日々の食事や生活習慣病などに影響が出てしまいます。

特に歯周病は、歯茎や骨等が壊されていく病気で、自覚症状がないままに進行し、自然に治ることはありません。

最近では、歯周病と糖尿病・心疾患・肺炎など、様々な全身疾患や生活習慣病との関係が明らかとなっており、口腔の健康状態は、口の中だけではなく、全身に大きな影響を及ぼすことも分かってきました。

そのため、他の自治体では、歯と口腔の健康を維持し、歯周疾患の早期発見・早期治療のために、20代から70代を対象に「成人歯科検診」を実施されているところもあるとお聞きします。

そこで質問させていただきます。

①「8020運動」について、京都府内での取組状況は。

②京都府内で、「成人歯科検診」を実施されている自治体はあるのか。

③「成人歯科検診」の健診内容は、どのようなものとなっているのか。

④本町では、「成人歯科検診」を導入する予定はないのか。また、歯と口腔の健康づくりのための取組について、本町の考えをお聞かせください。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 木村健太議員のご質問にお答えいたします。

1点目の木造住宅耐震改修助成制度の拡充についてであります。一つ目の拡充した制度の内容につきましては、本年1月に発生した能登半島地震で木造住宅に甚大な被害が生じている状況を受け、京都府においては府内の木造住宅の耐震化をより一層促進するため、令和6年度、令和7年度の2年間の時限措置として、補助制度の拡充が実施されたところであります。

本町の木造住宅耐震改修事業については、これまでから国及び京都府の補助を受けて実施している事業であり、今回の府の制度拡充に合わせて、本町においても令和6年度から制度拡充しております。

なお、当該事業の拡充した部分を申し上げますと、耐震診断により判定された耐震性能を1.0未満から1.0以上に引き上げる耐震改修、いわゆる「本格改修工事」が対象でありまして、自己負担額は改修費用の5分の1から20分の1に、補助金の上限額は100万円から150万円に変更しております。

今後、制度拡充の内容について、町ホームページや広報誌に掲載するとともに、チラシの配布などにより周知を行い、木造住宅耐震化のさらなる促進を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の「代理受領制度の導入」につきましては、議員ご指摘のとおり、この制度を導入することにより、申請者は耐震改修等に係った全費用から補助金額を差し引いた額を工事業者に支払い、町が工事業者に直接補助金を支払うことができますので、申請者が補助金相当額を立て替えなくてもよいというメリットがあると考えております。

特に、今年度は自己負担額の軽減及び補助額の上限の引上げを行っており、

代理受領の需要が増えるものと想定されることから、本年7月から当該制度を導入してまいりたいと考えております。

今後、補助金申請の際には、申請者に対して当該制度を利用するか否かの意向を確認した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 2点目の歯と口腔の健康づくりについてありますが、一つ目の「8020運動」について、京都府内での取組状況につきましても、京都府では平成24年に「京都府歯と口の健康づくり推進条例」を制定し、8020運動をはじめとする歯と口の健康づくりに関する取組が府民に定着することを目指して、「よい歯の日」、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日記念週間」を設けるなどの取組を行っているほか、本町も含め市町村においては、健康増進計画等で「8020運動」の推進について定め、取組を進めているところであります。

二つ目の「成人歯科検診」を実施している自治体はあるのかにつきましても、府内の市町村が実施している「成人に対する歯科健診」は、「歯周疾患検診」、「妊婦歯科健診」、「後期高齢者歯科健診」の3種類あり、主なものは「歯周疾患検診」で、現在18市町村が実施しております。

三つ目の「成人歯科検診」の健診内容につきましても、問診と口腔内検査によって、歯の状況や歯周ポケットの状況、歯石の付着状況、口腔衛生状況などを確認し、疾病の早期発見・早期治療につなげるものとなっております。

四つ目の本町の「成人歯科検診」の導入予定と、歯と口腔の健康づくりのための取組につきましても、現在、第2次井手町健康増進計画に「健康的な生活習慣の実践」の項目の一つとして「歯と口腔の健康」を掲げ、乳幼児健診の実施や、「広報いで」等における歯周病予防の啓発記事の掲載、高齢者の方を対象とした地域の集いの場での口腔機能に関する出前講座の実施等、ライフステージに対応した取組を推進しておりますが、本年3月に国において「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」が新たに策定され、この中で「成人期における歯科保健事業」としては、歯周疾患に対する検診や集団健康教育・相談の実施、また地域の実情に応じて喫煙や糖尿病と歯周病の関連、口腔がんに関する普及啓発等、実施するように努めることとされた具体的な事項が示されましたので、今後、この指針を踏まえて、成人歯科検診を

はじめ、ライフステージごとの取組について検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1 番（木村健太） 1 点目の木造住宅耐震改修助成制度の拡充についてなんですが、地震により災害発生の際など、これまでも耐震改修助成制度に関する質問や要望等あったとお聞きしますが、今回このような前向きな回答を頂き本当にありがとうございます。「代理受領制度」導入によって、少しでも多くの方が助成制度を利用され、耐震化が進むように、今後ぜひ周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

次に、2 点目の歯と口腔の健康づくりについてですが、こちらも再質問ではなく要望としてですが、井手町では幼児の歯科検診は行われていますが、成人を対象とした歯科検診は近隣自治体から比べるとまだまだ取組が進んでいないように思います。口腔の健康状態と全身の健康状態は切り離せない問題だと思いますので、検診実施に向け前向きに検討いただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで一般質問を終わります。

次に、日程第 5、報告第 6 号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） それでは、報告第 6 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、令和6年3月時点で賃金水準の引上げ等による労務単価の改正があり、対象工事となる本工事において適切な対応を行うため、変更契約を行ったものであります。

それでは、次のページをご覧ください。工事請負契約変更の件。

旧井手町山吹ふれあいセンター解体工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。5社教工第1号、旧井手町山吹ふれあいセンター解体工事。2、変更契約金額。金7,035万6,000円、うち取引に係る消費税額、金639万6,000円。3、今回変更による増額。金52万3,600円、うち取引に係る消費税額、金4万7,600円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪44番地の5、株式会社森島土木、代表取締役、森島英之氏。5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で、報告第6号、専決処分の報告については終わります。

次に、日程第6、報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和5年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和5年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、金額1,500万円、翌年度繰越額1,474万3,000

円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,474万3,000円であります。

2款総務費、3項住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳費、金額62万円、翌年度繰越額62万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の62万円であります。

2款総務費、3項住民基本台帳費、事業名、戸籍総合システム運用、金額539万円、翌年度繰越額539万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の539万円であります。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金、金額2,588万1,000円、翌年度繰越額823万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の823万1,000円であります。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、低所得の子育て世帯生活支援給付金、金額600万円、翌年度繰越額290万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の290万1,000円であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額55万9,000円、翌年度繰越額55万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の55万9,000円であります。

裏面をご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額2億9,700万円、翌年度繰越額2億7,010万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億4,127万9,000円、地方債の1億840万円、一般財源の2,042万1,000円あります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額500万円、翌年度繰越額500万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の205万9,000円、地方債の130万円、一般財源の164万1,000円あります。

8款土木費、3項河川費、事業名、下排水路改修、金額5,160万円、翌年度繰越額4,658万8,000円、財源内訳といたしまして、地方債の4,650万円、一般財源の8万8,000円あります。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査、金額240万円、翌年度繰越額214万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の52万5,

000円、一般財源の161万5,000円であります。

8款土木費、5項住宅費、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、金額2,400万円、翌年度繰越額2,400万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の675万円、一般財源の1,725万円であります。

10款教育費、4項社会教育費、事業名、旧山吹ふれあいセンター解体、金額9,450万円、翌年度繰越額8,054万円、財源内訳といたしまして、一般財源の8,054万円であります。

以上、合計、金額5億2,795万円、翌年度繰越額4億6,081万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億6,831万4,000円、地方債の1億5,620万円、一般財源の1億3,629万8,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第7、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款事業費、1項建設事業費、事業名、配水管整備事業、金額2,100万円、翌年度繰越額2,100万円、財源内訳といたしまして、地方債の2,050万円、一般財源の50万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを終

わります。

次に、日程第 8、報告第 9 号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、報告第 9 号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

2 款事業費、1 項事業費、事業名、改築更新事業、金額 2, 8 0 0 万円、翌年度繰越額 2, 8 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 2 0 0 万円、地方債の 1, 6 0 0 万円であります。

2 款事業費、1 項事業費、事業名、面整備事業、金額 2, 7 0 0 万円、翌年度繰越額 2, 7 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 0 0 万円、地方債の 2, 3 0 0 万円であります。

2 款事業費、1 項事業費、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、金額 6, 5 0 0 万円、翌年度繰越額 6, 4 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2, 6 6 3 万 6, 0 0 0 円、地方債の 3, 7 3 0 万円、一般財源の 6 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、合計、金額 1 億 2, 0 0 0 万円、翌年度繰越額 1 億 1, 9 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4, 2 6 3 万 6, 0 0 0 円、地方債の 7, 6 3 0 万円、一般財源の 6 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) 以上で報告第 9 号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第 9、報告第 1 0 号、繰越計算書についてを議題といたします。

本件につきましては、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項に基づく報告事項で

ありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、報告第10号、繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和5年度井手町水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和5年度井手町水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、上井手高区配水管整備工事、予算計上額2,500万円、翌年度繰越額2,500万円、財源内訳といたしまして、企業債の2,500万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) 以上で報告第10号、繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第10、議案第33号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) それでは、議案第33号、井手町公平委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、下記の者を公平委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、上島勝廣氏、満73歳。

なお、任期は4年、委員は3名でございまして、他の委員は丸山俊也氏、寺井正行氏であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第33号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第 3 3 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第 3 3 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 1 1、議案第 3 4 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) それでは、議案第 3 4 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、西島好江氏、満 4 4 歳。

なお、任期は 4 年、委員は 4 名でございまして、他の委員は村田尚美氏、古川幸子氏、木田修司氏であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第 3 4 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第 3 4 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第 3 4 号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 2 1 分

再開 午後 2 時 2 2 分

議長(奥田俊夫) 休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第 1 2、議案第 3 5 号、井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) それでは、議案第35号、井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方税法第404条第2項の規定により、下記の者を固定資産評価員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、脇本和弘氏、満54歳。

なお、任期はなく、評価員は1名であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第35号、井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第35号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

次に、日程第13、議案第36号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) それでは、議案第36号、井手町農業委員任命につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、井手町農業委員の任命について議会の同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、今井輝彦氏、満76歳。

京都府綴喜郡井手町、杉山徳子氏、満73歳。

京都府綴喜郡井手町、高田 勇氏、満74歳。

京都府綴喜郡井手町、寺島正昭氏、満71歳。

京都府綴喜郡井手町、寺島正直氏、満75歳。

京都府綴喜郡井手町、中坊 陽氏、満68歳。

京都府綴喜郡井手町、西島 登氏、満 8 8 歳。

京都府綴喜郡井手町、平間政一氏、満 6 7 歳。

京都府綴喜郡井手町、廣瀬文度氏、満 6 7 歳。

京都府綴喜郡井手町、谷田利一氏、満 7 4 歳。

本議案につきましては、現在の委員の任期が令和 6 年 6 月 2 9 日に満了することに伴い提案するものでありまして、1 0 名の候補者は見識も高く、かつ農業行政に理解があり、委員に最適であると考え、今回提案し、同意を求めるものであります。

なお、任期は令和 6 年 6 月 3 0 日から令和 9 年 6 月 2 9 日までの 3 年間であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしますが、1 0 人中に 1 人の議員が含まれておりますので、議員につきましては、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、除斥することとなります。

よって、採決を 2 回行います。まず 9 人を一括して行い、議員については別途採決いたしますので、ご承知ください。

これから、議案第 3 6 号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を採決します。

議案第 3 6 号の今井輝彦氏、杉山徳子氏、高田 勇氏、寺島正昭氏、寺島正直氏、中坊 陽氏、西島 登氏、平間政一氏、廣瀬文度氏の 9 人に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 3 6 号の今井輝彦氏、杉山徳子氏、高田 勇氏、寺島正昭氏、寺島正直氏、中坊 陽氏、西島 登氏、平間政一氏、廣瀬文度氏の 9 人は同意することに決定しました。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、谷田利一議員の退場を求めます。

（谷田利一議員退場）

議長（奥田俊夫） 議案第 3 6 号の谷田利一氏に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 3 6 号の谷田利一氏

に同意することに決定しました。

谷田利一議員の入場を許します。

(谷田利一議員入場)

議長(奥田俊夫) この際、暫時休憩します。14時40分再開で。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時37分

議長(奥田俊夫) 休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第14、議案第31号、令和6年度井手町一般会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) それでは、議案第31号、令和6年度井手町一般会計補正予算(第1回)につきまして、ご説明申し上げます。

令和6年度井手町の一般会計補正予算(第1回)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,603万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,003万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。「第2表地方債補正」でございます。

起債の目的、6目土木施設整備事業債。今回960万円を追加し、限度額を1億2,230万円とするものであります。

8目教育施設整備事業債、今回990万円を追加し、限度額を8,880万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。歳入であ

ります。

15款国庫支出金、補正前の額4億3,848万6,000円、補正額1億399万3,000円、計5億4,247万9,000円であります。

18款寄附金、補正前の額6,000円、補正額83万1,000円、計83万7,000円であります。

20款繰越金、補正前の額500万円、補正額1,170万6,000円、計1,670万6,000円であります。

22款町債、補正前の額3億720万円、補正額1,950万円、計3億2,670万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額45億2,400万円、補正額1億3,603万円、計46億6,003万円であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、補正前の額11億9,249万4,000円、補正額6,315万4,000円、計12億5,564万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の5,732万3,000円、その他の83万1,000円、一般財源の500万円であります。

3款民生費、補正前の額11億7,565万3,000円、補正額3,537万6,000円、計12億1,102万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の3,143万6,000円、一般財源の394万円あります。

7款商工費、補正前の額6,668万1,000円、補正額50万円、計6,718万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の25万円、一般財源の25万円あります。

8款土木費、補正前の額5億1,186万7,000円、補正額2,600万円、計5億3,786万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,498万4,000円、地方債の960万円、一般財源の141万6,000円あります。

10款教育費、補正前の額4億7,779万6,000円、補正額1,100万円、計4億8,879万6,000円、財源内訳といたしまして、地方債の990万円、一般財源の110万円あります。

以上、歳出合計、補正前の額45億2,400万円、補正額1億3,603万円、計46億6,003万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金

の1億399万3,000円、地方債の1,950万円、その他の83万1,000円、一般財源の1,170万6,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、令和6年度井手町一般会計補正予算（第1回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、町道29号線道路改良、事業費2,600万円、財源内訳としまして、国・府支出金の1,498万4,000円、地方債の960万円、一般財源の141万6,000円、事業の概要としまして、延長400メートル、土工、ブロック積であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 私の方から1点です。ページ数でいきますと9ページです。まちづくり協働加工施設検討会議についてです。

町長の冒頭の挨拶の中でも説明が少しありましたが、テオテラスいでの加工販売等の商品開発などをする施設の検討ということだと認識しているんですが、この検討会議は始まる前ですので、なかなか物事は決まっていないと思いますが、まず、これの目的と、その施設を町は今使っている、使い切れていないような施設などを活用するのか、また新たにそういったものを建てるのか、そういったところの今現在の考え方をお知らせください。また、その検討会議のメンバーの構成、定員の数など分かっていたら教えてください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） まちづくり協働加工施設検討会議の目的でござ

いますが、町長の挨拶がございましたように、テオテラスいでのカフェや物販で提供する商品ラインナップの充実を図るための拠点となる共同加工施設を整備するに当たりまして、関係者にご意見を伺うための検討会でございます。

次に、この場所につきましても、この検討会議のメンバーにご意見を伺いたいというふうに考えております。

あと、メンバーの構成等につきましては、メンバーは10名程度と考えておりまして、構成につきましては住民の方、また地域団体、大学、商工会、金融機関等での構成を考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 幾つかありますので、分けて質問させていただきたいと思います。

まず、7ページの徴税総務費のところに住民税定額減税調整給付金という項目がございますが、定額減税のこと、今話題だと思うんですけども、対象の方というのは具体的にどういう方なのかということが一つです。

それから、この補正で何件、何人対象になっているのかということが二つ目です。

それと、ここでは住民税というふうになっていますが、今回の定額減税は住民税以外に所得税も対象になっているんですけども、そこには入っていないんですけども、それはどこに入るのか。ここに入っていないということは、どうなのかということが知りたいので、教えていただきたいと思います。

それから、今回の定額減税に対して、企業や自治体の職員にすごく事務的な負担がかかっているというようなことがマスコミ等で報道されているんですけども、大きな都市では、コールセンターのようなものを人口が多いところは設置して、そこでいろいろ相談など対応をされているようであります。井手町の場合、そういうことはないと思うんですけども、いろんな問合せが結構あるのではないかなと思うんですけども、その問合せの対応はどなたがどういうふうにすると考えておられるのかを伺いたいと思います。そこでは、それだけです。

それから、ページでいいますと、8ページの社会福祉総務費のところでは、上のところに、今度は住民非課税世帯等臨時特別給付金と、それからもう少し下の方に住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金、その二つのことが載っていますが、既に2023年に1回この給付金はあったと思うんですが、今回この補正に上がっている方というのは何世帯なのかということ、それぞれ上の住民税非課税世帯の方と下の住民税均等割のみ、それぞれについて、何世帯かということ伺いたしたいと思います。

まず、そこまでです。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 木田税務課長。

税務課長(木田ゆかり) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回給付される定額減税調整給付金とは、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族、ただし国外居住者を除きますが、その扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額、または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

対象者数ですけれども、令和5年度、昨年度の住民税の課税により算定したものではありませんが、給付対象者数は1,223名、給付総額は5,091万円、平均給付額は約4万1,000円となっています。

先ほどもご説明しましたけれども、令和6年の所得税というのはまだはっきりと分かっていない部分がありますので、令和5年を基に推計して給付させていただくということになっております。

問合せの窓口ですが、やはり税を基本としておりますので、今回の給付の窓口については、税務課が対応しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 私の方からは、8ページのまず住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらの世帯数につきましては、150件を見込んでおります。

次に、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の方については、100件を見込んでおります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） ページでいいますと、8ページの児童福祉総務費のところで、低所得の子育て世帯生活支援給付金のところで、これも対象世帯何世帯で何人なのかということを知りたいと思います。

それから、保育園の運営費のところに委託料というのがあります。この委託料は394万円上がってるんですけども、この委託内容について知りたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） ご質問のまず低所得の子育て世帯生活支援給付金につきましては、子ども1人当たり5万円ということで、全部で100件を見込んでおります。

続きまして、その下の保育園運営費の関係でございます。こちらの委託料につきましては、ゼロ歳児保育につきまして、子どもを預けたいという要望がございまして、この間、会計年度任用職員等の募集に努めてまいったところですが、現時点でその採用に至っておりませんので、委託料を今回組ませていただきまして、派遣会社からの保育士を依頼しようという費用でございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 先ほども質問がありましたまちづくり協働加工施設検討会のところで、施設を造るといふか、また活用するということになるかと思うんですが、いつ頃の完成を目指しているなど、そういう見通しが分かれば伺いたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） この完成時期等につきましては、できるだけ早くとは考えておりますが、今議員がおっしゃったみたいに建物の改修になるのか、また新たに建てるのか、そういったことが未定でございますので、時期については、決まっております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 私の方から、9ページの町道29号線道路改良ですが、これ、ずっと続いているんですけども、今現在の進捗状況、どのぐらいまでいっているのか、あとどれぐらいまでかかるのか、分かっていたらお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 町道29号線道路改良の関係ですけれども、昨年度から実施しています歩道側のアンカー工事で、今年度、今回追加提案させてもらう大型ブロック積の工事など、大規模な構造物の工事を鋭意進めているところですが、進捗としましては、事業費ベースで令和5年度まででおおむね45%程度進んでいます。完成年度については、公表はしていないんですけども、あと3年もしくは4年程度かかる見込みと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第31号、令和6年度井手町一般会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、発議第2号、企業・団体献金の禁止を含む政治資金規正法の改正を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) それでは、企業・団体献金の禁止を含む政治資金規正法の改正を求める意見書について、まず最初に案文を読み上げて提案させていただきます。その後、少し補足説明をさせていただくという形を取りたいと思います。

まず、意見書を読み上げます。

企業・団体献金の禁止を含む政治資金規正法の改正を求める意見書。

自民党は、政治資金パーティーの名で、脱法的に企業・団体献金を長期にわたって集めながら政治資金報告書を偽造し、裏金をつくっていたことが明らかになった。その上、裏金を自らが代表者である政治団体に寄附し、所得税の一部を控除される税優遇を受けた議員があったことまで発覚した。物価高の中、暮らしを守るために必死の国民を尻目に裏金づくりをしていたことに国民の怒りは頂点に達している。

誰がこのシステムをつくり育て活用したのか、裏金は何に使われたのか、全容解明なくして、再発防止も国民の不信を解消する改革も不可能である。関わった全ての政治家全員が事実を明らかにし、金権腐敗政治を根絶することが強く求められている。

金権腐敗政治の根を断つためには、企業・団体による政治資金パーティー券購入も含め、企業・団体献金の全面禁止が必要である。

よって、国におかれては、今回の裏金問題の全容を解明し、政治資金パーティー券購入を含めて、企業・団体献金を全面的に禁止するよう政治資金規正法を改正されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月12日。

京都府井手町議会。

衆議院議長、額賀福志郎様。

参議院議長、尾辻秀久様。

内閣総理大臣、岸田文雄様。

総務大臣、松本剛明様であります。

以上が案文であります。

少し補足説明させていただきますが、NHKが6月7日から3日間、世論調査を実施しております。結果は次に述べるとおりであります。

まず1点目に、政治資金規正法衆院通過の評価について、「大いに評価する」が3%、「ある程度評価する」が30%、「あまり評価しない」が32%、「まったく評価しない」が28%であります。

二つ目に、改正案では、現在使い道の公開が義務づけられていない政策活動費について、10年後に領収書を公開するなどとしていますが、この案が妥当と思うかと聞いたところ、「妥当だ」が13%、「妥当ではない」が75%でした。

3、改正案で政治資金パーティー券の購入者を公開する基準額を現在の「20万円を超える」から「5万円を超える」に引き下げたことについて、四つの選択肢を挙げて尋ねたところ、「引き下げるべきではなかった」が3%、「妥当だ」が22%、「さらに引き下げるべきだ」が24%、「パーティーはすべて禁止すべきだ」が40%でした。

4点目に、改正案には企業・団体献金の禁止が盛り込まれておりません。企業・団体献金を禁止すべきだと思うか聞いたところ、「禁止すべきだ」が50%、「禁止する必要はない」が35%、「わからない、無回答」が15%でした。これがNHKの直近の世論調査の結果であります。

この世論調査の結果は、国民の多くが、今衆議院を通過して参議院で審議されております政治資金規正法改正案を評価はしておりません。企業・団体献金の禁止を求めています。この国民の声をやはり井手町からも国に届ける必要があるという、そういう趣旨でこの意見書を提案いたします。

議員の皆さんについては、ぜひご賛同いただきますようお願いして提案を終わらせていただきます。

議長（奥田俊夫） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、発議第2号、企業・団体献金の禁止を含む政治資金規正法の改正を求める意見書を採決します。
発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は6月21日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時03分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 健 太

署名議員 谷 田 利 一